

自動車事故報告書の提出及び事故速報の徹底について

国土交通省から、下記のとおり、自動車事故報告規則の規定に基づき報告等が義務付けられている「自動車事故報告書」(30 日以内に提出)、「速報事案」(24 時間以内においてできる限り速やかに報告)については、事故 状況の正確な把握、早急な対策の立案、的確な被害者対応、国民への情報提供及び事故の傾向分析などを行うに あたり大変重要な情報であることから、自動車事故報告書の提出及び事故速報の徹底について通達が発出されました。改めて、報告義務を課されている事故にあっては、確実に報告されるとともに、提出期限の遵守に努められるようお願いいたします。

■速報を要する事故の一覧(24 時間以内においてできる限り速やかに報告)

1. 報告を要する事故1に該当する事故(旅客に限る。)
2. 2 人(旅客は 1 人)以上の死者を生じたもの
3. 5 人以上の重傷者を生じたもの
4. 旅客に 1 人以上の重傷者を生じたもの
5. 10 人以上の負傷者を生じたもの
6. 報告を要する事故5に該当する事故(自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたものに限る。)
7. 酒気帯び運転を伴うもの
8. 1から7に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

※事故に関し、報道機関による報道又はそのための取材があった場合及び社会的影響が大きいと認められる 場合については、速報するよう努めなければならないこととされている。

■報告を要する事故の一覧(30 日以内に提出)

1. 自動車が転覆し、転落し、火災(積載物品の火災を含む。)を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。)と衝突し、若しくは接触したもの
2. 10 台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
3. 死者又は重傷者を生じたもの
4. 10 人以上の負傷者を生じたもの
5. 自動車に積載された危険物等の全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの
6. 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
7. 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に掲げる傷害が生じたもの
8. 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの
9. 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
10. 救護義務違反があったもの
11. 自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの
12. 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの(故障によるものに限る。)
13. 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3 時間以上本線において鉄道車両(軌道車両を含む。)の運転を休止させたもの
14. 高速自動車国道又は自動車専用道路において、3 時間以上自動車の通行を禁止させたもの
15. 1から14までに掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの